

2017年7月5日

企業会計基準委員会 御中

オンコリスバイオファーマ株式会社
経営企画部長 秦 耕平

平成29年5月10日付で公表されました「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」について当社にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

質問1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照）、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

この提案に同意しない。

【理由】

権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、一般的に「現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引」と理解しており、労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、権利確定条件付き有償新株予約権はストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬の定義に該当しない。

特に、当社が発行する権利確定条件付き有償新株予約権は、新株予約権者の勤務条件や当社の業績推移と一切関係なく、当社株式の市場価格推移のみに影響を受けて強制的に新株予約権を権利行使する義務の発動が付されている。勤務・業績状況と無関係に市場価格推移のみで強制権利行使義務が顕在化する上、退任・退職後も当該義務条項が解除されない「リスク金融商品を公正価値で有償付与する行為」に、報酬の性格はなく労働や業務執行等のサービスの対価に該当するとは考えられない。

また、従業員等には取締役や監査役を含むが、会社法上の役員報酬（会社法361条）と取り扱われておらず、投資機会を付与した資本取引と考えられる。適用を断行するならば、実務上の混乱を避けるため会社法との取扱いの差異を明確にするべきである。

なお、上記のとおり、本公開草案の対象とする「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引」については、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものではないと理解しており、当該取引を報酬として取り扱うことを前提とした質問2から質問4についても、当該提案に同意しない。

以上